

発議第2号

令和5年3月22日

北栄町議会議長 津川 俊仁 様

提出者 北栄町議会議員 町 田 貴 子
賛成者 北栄町議会議員 尾 嶋 準 一
賛成者 北栄町議会議員 齊 尾 智 弘

北栄町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び北栄町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

制定から一定期間が経過しており、現状の議会活動とのずれを修正するため。

北栄町条例第 号

北栄町議会基本条例の一部を改正する条例

北栄町議会基本条例(平成21年北栄町条例第1号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(町長による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等(以下「計画等」という。)については、次に掲げる事項等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>まちづくりビジョン</u>における根拠又は位置づけ</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(町長による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等(以下「計画等」という。)については、次に掲げる事項等の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>新町まちづくり計画</u>における根拠又は位置づけ</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>都市計画マスタープランの策定及び変更</u></p>

<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(監視、評価)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を検証し、評価する。</p> <p>(議会等の適切な運営及び一般会議の設置)</p> <p>第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営を行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第12条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。</p> <p>(検証)</p> <p>第20条 議会は、議会改革を不断に実行するため、定例議会後、議会内容を検証しなければならない。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会において<u>検証</u>するも</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(監視、評価)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を<u>常に</u>検証し、評価する。</p> <p>(議会等の適切な運営及び一般会議の設置)</p> <p>第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により<u>機動力を高めなければならない</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第12条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。<u>なお、当分の間、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。</u></p> <p>(検証)</p> <p>第20条 議会は、議会改革を不断に実行するため、定例議会後、議会内容及びこの条例の<u>実施状況</u>を検証しなければならない。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会において<u>検討</u>するも</p>
--	---

<p>のとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による<u>検証</u>の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>のとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による<u>検討</u>の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。